63—04　P

特許出願の拒絶査定不服審判における審決と併せて補正却下の決定をするときの起案

特許出願の拒絶査定不服審判における審決と併せて補正却下の決定をするときは、請求成立・請求不成立の審決の理由中に、補正却下の決定の結論及び理由を記載する。このとき、補正却下の決定を改めて別の文書で行わない。

なお、このときにおいては、審決の結論中には、補正却下の決定の結論を記載しない。

１．請求不成立の審決のとき

補正却下の決定に対しては、審決における本願発明の要旨認定に誤りがあるとして、審決の取消事由の中で争うこととなる。

その場合、審決取消訴訟の原告にとっては、審決と、補正却下の決定が別々の文書でされていると、審決が取り消されたときに補正却下の決定が取り消されたことになるのかどうか不明確であるので、審決の取消事由の中でのみ争うことができる補正却下の決定の結論及び理由については、審決の理由中に示すのが適切である。

補正却下の決定の結論を審決の結論の欄に記載すると、出訴された際に、これも訴えの提起の対象であると誤解されるおそれがあるので、審決の結論には、「本件審判請求は、成り立たない。」とのみ記載する。

２．請求成立の審決のとき

１．のときと同様の起案形態とし、審決の結論には、「原査定を取り消す。本願の発明は、特許すべきものとする。」とのみ記載する。

（改訂 H27.2）